

南シナ海に関する仲裁裁判所判決に関する声明

2016年7月12日

本日、国連仲裁裁判所は、フィリピン共和国と中華人民共和国との間の南シナ海/西フィリピン海をめぐる領土紛争に対する判断を下した。裁判所は、「九段線」とその囲まれた海域の資源に対する中国の歴史的権利の主張を退け、国連海洋法条約 (UNCLOS) を根拠として、その領域がフィリピンの排他的経済水域内であることを宣言した。

この紛争は20年以上にわたり係争が続けられてきた。2013年に国連に提訴されるまで、二国間、地域間、及び多国間協議で解決しようと試みられてきた。

アジア太平洋法律家協会 (COLAP) は、地域の平和、安定性、および安全を確保するため、紛争当事者に対し、裁判所の判断を尊重するよう要請する。両国は互いに、40年以上にわたる強い外交関係の歴史を有している。仲裁裁判所の判決にかかわらず、そのような結びつきがより強固となることを心から願うものである。

COLAPは、すべての国が、国連の機構に対して誠実な信頼を寄せ、領土紛争を解決するため関係当事国間で対話すべきであると、改めて求める。また、紛争で膠着状態にある国家が、互いに対等な主権を有することを尊重してそのように取扱い、相手国が自己決定権を有する点に正しい配慮を払うことを改めて勧告する。COLAPは、今一度、本件を以下の国連憲章の規程を想起するものとして理解する。すなわち、「すべての加盟国は国際平和、安全、及び正義を危うくする虞のない平和的手段によって、国際紛争を解決する」、「紛争当事国は、紛争の継続が国際平和、及び安全の維持を危うくするものであることに鑑み、第一に、交渉、審問、仲裁、調停、司法和解等の自らの選択に基づく平和的手段による解決を追求する」。

最後に、COLAPは、全世界の国民が相互に依存し、互いに関わり合いを有しており、個人に対して加えられる危害がすべての人に対する危害であると認識する。世界の一部における不安は、世界のすべての地における不安である。それゆえいかなる国家も、すべての人々の共生のため、国際規範を遵守する平和的手段を通じて紛争を解決しなければならない。

問合せ先： 会長 ジテンドラ シャルマ (インド) 事務局長 笹本潤 (日本)

(翻訳：漆原由香)